



# 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 アマチュア選手誓約書

氏名 \_\_\_\_\_ (以下、甲といいます)と、

\_\_\_\_\_ 大学 \_\_\_\_\_ 部(以下、「乙」といいます)は、甲が乙に所属するアマチュア選手として活動するにあたり、一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟(以下、「連盟」といいます)が定める基本規程(以下、単に「基本規程」といいます)第7章登録および競技会に関する細則第4条に基づき、以下の事項を厳守することを、ここに誓約します。

## 第1条〔目的〕

本誓約書は、次の各号に定める事項を目的とします。

- (1) 甲が学業を最優先とする学生であることを確認すること。
- (2) 前号を前提に、甲がアマチュア選手として、バスケットボール活動に取り組むために必要な事項を合意すること。

## 第2条〔誠実義務〕

- (1) 甲は第1条第1号のとおり、学業を最優先とする学生であることを自覚し、乙の定める諸規程を遵守するとともに、乙のカリキュラムを誠実に履修することを誓約します。また、乙は、甲がこれを履行することを最優先としたうえでバスケットボール活動を行わせるものとします。
- (2) 及び乙は、公益財団法人日本バスケットボール協会(以下、「JBA」といいます)、連盟、地区連盟(基本規程第3条第1項に定義される地区 連盟を指し、以下同様とします)及び乙の各諸規程及び各諸規則を 遵守するものとします。また、日本バスケットボール界の名誉と信用を 損なうことのないように誠実に活動するものとします。

## 第3条〔誓約事項〕

甲は、次の各事項を誓約します。

- (1) 乙の授業及びカリキュラムについて誠実に履修すること
- (2) 乙の指定する試合に出場すること
- (3) 乙の指定するトレーニング、合宿及び研修に参加すること
- (4) 乙の指定するミーティング及び試合の準備に必要な行事に参加すること
- (5) 乙により指定されたユニフォーム一式及びウォームアップウェアを使用すること
- (6) JBA、連盟、地区連盟又は乙の指定する医学的検診、予防処置、及び治療処置を受けること
- (7) JBA、連盟、又は地区連盟から、日本代表選手、連盟代表選手、若しくは地区連盟代表選手又はこれらの候補選手に選出された場合、指定されたトレーニング、合宿及び試合に参加すること
- (8) JBA、連盟、地区連盟又は乙の指定するフィジカル測定、研究会、講習会、及びキャンプに参加すること
- (9) JBA、連盟又は地区連盟の指定するドーピングテスト及び薬物検査を受検すること
- (10) JBAの規定する肖像等の使用に関する規定(JBA基本規程第96条)を遵守すること
- (11) その他JBA、連盟、地区連盟及び乙が必要と認めた事項を遵守する こと
- (12) JBAのエージェント規則第4条に定めるエージェント契約(以下、単に「エージェント契約」といいます)を締結する場合、事前にその旨を乙に連絡すること

## 第4条〔禁止事項〕

甲は、次の各事項を行いません。但し、第6号から第10号までに定める各事項については、JBA、連盟、地区連盟又は乙のいずれかから、事前に書面又は電磁的方法により承諾を得た場合にはこの限りではありません。

- (1) JBA、連盟、地区連盟及び乙の内部事情の部外者への開示
- (2) 試合及びトレーニング内容・方法に関する事項(試合の戦略・戦術・選手の起用・トレーニングの内容等)の部外者への開示
- (3) 試合の結果に影響を与える不正行為への関与
- (4) JBA、連盟及び地区連盟が定めるアンチ・ドーピングに関する規程、規則その他のルールに違反する行為
- (5) バスケットボール選手としての活動の対価に該当する可能性のある報酬(利益)等の受領
- (6) 第三者(JBA、連盟、地区連盟及び乙以外の者を指し、本条において以下同様とします)から依頼を受けた広告宣伝等への参加又は関与
- (7) テレビ/ラジオ番組への出演、又は、新聞・雑誌・オンラインプラットフォームからの取材等
- (8) バスケットボール活動に関連する又はこれに影響を与え若しくは与える可能性のある、第三者主催のイベントへの参加・出演
- (9) 第三者が主催するバスケットボールの試合・練習等への参加
- (10) 体罰・暴力行為・ハラスメント行為
- (11) 正当な理由なく、JBA、連盟、地区連盟、若しくは乙又はこれらの構成員の評判、名誉又は信用を棄損する行為
- (12) 未成年が喫煙若しくは飲酒すること、又は、未成年に喫煙若しくは飲酒させること
- (13) 禁止薬物の所持・使用・取引
- (14) 人権侵害行為
- (15) 反社会的勢力又はその構成員との交際及び取引
- (16) 賭博(オンラインカジノを含みます)及びスポーツくじに関わる行為(違法カジノ店への入店を含みます)

#### 第5条 [奨学金(学費・手当)]

- (1) 甲は乙が定める下記の奨学金及び手当等を受け取ることができます。

・奨学金の内容

---

・手当等の内容

---

- (2) 乙は、経費として常識的な水準で甲に手当等を支給するものとします。
- (3) 甲及び乙は、第1項に定める各手当等の支給に当たり、甲の所得税、住民税、消費税その他の税金について乙が何ら納付義務その他の負担を負わないことを確認します

#### 第6条 [肖像等の使用]

甲は、次の各事項を承諾します。

- (1) 乙が、乙における甲のバスケットボール活動に関する甲の肖像、映像、氏名等(以下、「肖像等」といいます)を報道・放送において無償使用すること
- (2) 前号の規定は、本誓約書の有効期間(以下、「誓約期間」といいます)の終了後であっても、誓約期間中の甲の肖像等が使用される場合に限り、当該使用との関係ではなお有効に存続すること



# 一般財団法人全日本大学バスケットボール連盟 アマチュア選手誓約書

## 第7条〔誓約期間〕

- (1) 誓約期間は、\_\_\_\_\_年入学時から\_\_\_\_\_年卒業時までの4年とします。
- (2) 前項の定めにかかわらず、甲が、乙のバスケットボール部を退部した場合には、当該退部のときをもって、本誓約書は終了するものとします。

## 第8条〔移籍に関する事項〕

- (1) 甲は、誓約期間中に、JBAに加盟する他のチーム（以下、「他チーム」といいます）への移籍を希望する場合は、事前に（可能な限り毎年5月末までに）、乙と話し合うものとします。
- (2) 前項における話し合いにおいて、甲は、自己の移籍について乙の同意を得ることを要しないものとし、乙は、甲の移籍に同意できない場合であっても、甲の移籍を禁止することができないことをここに確認します。
- (3) 誓約期間中に、他チームから乙に対して、甲を当該他チームへ移籍させたい旨の申し入れがあった場合、乙は速やかに甲へ伝え、話し合うものとします。
- (4) 誓約期間中に、他チームから甲に対して、甲を当該他チームへ移籍させたい旨の申し入れがあった場合（但し、その移籍の時期が誓約期間の終了後となる場合を除きます）、甲は速やかに乙へ伝え、話し合うものとします。
- (5) 甲がエージェント契約を締結している場合においても、第1項に定める期間を適用するものとします。

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

本人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

親権者また後見人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

間柄 \_\_\_\_\_

大学チーム責任者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)